

志摩市藻場造成支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業者による藻場造成の取組を支援するため、志摩市藻場造成支援助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、志摩市助成金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 鳥羽磯部漁業協同組合及び三重外湾漁業協同組合の組合員が半数以上を占める、3人以上のグループであること。
- (2) 事業の実施に当たり、地区の漁業権管理委員長等の実施承認を受けていること。
- (3) 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)でないこと及び暴力団員等と密接な関係を有しないこと。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、市内海域において行い、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 海藻をネット等で覆い、食害生物(ウニ類その他植食性魚類)から守る取組
- (2) 海藻のタネ(孢子・遊走子・幼胚)の供給等の取組
- (3) 前2号に掲げるもののほか、藻場の造成に関する取組

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、事業を実施するための経費の自己負担分に対し、全

額を助成する。ただし、1グループあたり10万円を上限とする。

(助成の対象となる経費)

第5条 助成の対象となる経費は、スポアバッグ等消耗品購入費、母藻等購入費、燃料費及び備船料等とし、日当、飲食費及び消費税等は対象外とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、藻場造成支援助成金交付申請書(様式第1号)に事業計画書(様式第2号)及びその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定等)

第7条 市長は、助成金交付の可否を決定し、藻場造成支援助成金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の変更等)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた事業(以下「助成対象事業」という。)の申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、藻場造成支援助成金変更(中止)承認申請書(様式第4号)に変更事業計画書(様式第5号)及びその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 助成金の額を変更しようとするとき。

(2) 助成金の受給を中止しようとするとき。

2 市長は、前項の申請の可否を決定し、藻場造成支援助成金変更(中止)決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、助成対象事業が完了したときは、藻場造成支援助成金実績報告書(様式第7号。以下「実績報告書」という。)に事業成績書(様式第8号)及び市長が別に指定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、助成金の額を確定し、藻場造成支援助成金交付確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(助成金の概算払)

第11条 市長は、助成対象事業の内容等を考慮の上、必要があると認めるときは、助成事業者に対し交付決定額を限度として概算払をすることができる。

2 申請者は、前項の規定による概算払を受けようとするときは、藻場造成支援助成金概算払請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第12条 交付すべき助成金額を確定した後、申請者から藻場造成支援助成金交付請求書(様式第11号)により請求を受けて行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

